

公益財団法人三重県下水道公社役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人三重県下水道公社（以下「公社」という。）の定款第16条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに

よる。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- 三 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 四 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- 五 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、期末手当その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- 六 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 公社は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬月額は、別表1とし、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。
- 3 常勤役員に対する期末手当及び加算率は別表3とし、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。
- 4 非常勤役員及び評議員の報酬は、別表2とする。ただし、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職又は特別職である非常勤役員及び評議員には支払わない。
- 5 常勤役員が月の途中において就任又は退任し、若しくは解任された場合の報酬は、その月の総日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算した金額を支給する。
- 6 前項の規定にかかわらず、死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(報酬等の支給時期等)

第4条 報酬等の支給時期、支給方法並びに報酬等より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）

に準じる。

(費用弁償)

第5条 社は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求あった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(旅費の支給)

第6条 旅費の支給日、支給方法並びに支給額等に関する詳細は、別に定める職員を対象とする旅費規程に準じる。

(通勤手当の支給)

第7条 通勤手当の支給日、支給方法並びに支給額等に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準じる。

(公表)

第8条 社は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第20条第2項に基づいて報酬等の支給の基準を公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行し、従前の財団法人三重県下水道公社役員等給与、旅費及び費用弁済に関する規程（昭和62年7月1日制定）は、この規程の施行の日の前日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月29日から施行する。

別表1（常勤役員報酬月額）

区 分	役 職 名	報酬月額
役 員	理事長	397,300円以内
	副理事長	363,300円以内
	常務理事	320,300円以内

別表2（非常勤役員及び評議員の報酬）

役職名	職務内容	金額	備考
理事	理事会に出席の都度	10,000円／1回	
監事	理事会・評議員会に出席の都度	10,000円／1回	
同	監査の都度（税理士）	80,000円／1日	半日の場合は1／2
同	監査の都度（税理士以外）	10,000円／1回	
評議員	評議員会に出席の都度	10,000円／1回	

別表3（常勤役員の期末手当支給率及び加算率）

支給月	支給率	加算率
6月	420.0／100以内	15%以内
12月		